

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	2	担当課	都市整備課
法令名	水道法	根拠条項	38-1	不利益処 分の種類	供給条件の変更認可の申請命 令		
水道法（昭和三十二年六月十五日法律第七十七号） （供給条件の変更） 第三十八条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の負担区分 その他の供給条件が、社会的経済的事項の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進 に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更 の認可を申請すべきことを命ずることができる。							